

「竹島の日を定める条例」制定の経緯

竹島の状況と背景

サンフランシスコ平和条約発効前の1952(昭和27)年1月、韓国が一方的に李承晩ラインを引いて、好漁場から日本漁船を締め出した。ライン内に竹島が取り込まれていたため、日本の漁船は竹島に近づく事も出来なくなった。1954(昭和29)年5月、巡視船に守られて、出漁したのを最後に、隠岐の漁師たちは竹島に出漁していない。竹島の領土権確立に向けて国に対して長年要望を行ってきたが、進展がなく、未解決のまま現在に至っている。関心が薄れ問題が風化するのを危惧し、国民世論の啓発を図り、国における積極的な取り組みを促したいという、県民の願いがあった。



昭和29年5月2日竹島への出漁のため、漁業監視船「しまかぜ」船上で撮影。八幡才太郎氏(右から2人目)の姿がある。



再び竹島への出漁を願って編集された、八幡才太郎氏の「竹島日記」

関係団体の設立と動き

1987(昭和62)年

「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」設立

1996(平成8)年

「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」発足

2002(平成14)年

「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」発足

竹島の領土権確立を目指し、当時の島根県議会の有志が発足させた超党派の「竹島領土権確立県議会議員連盟(竹島議連)」。野津浩美県議、上代義郎県議らを発起人に、1人を除く40人が参加。会長に就任した細田重雄県議は設立総会で、「政府に対し、日韓の外交交渉の場に任せ、毅然(きぜん)とした態度を取るよう求めるとともに、啓発活動を続け、領土権を確立したい」と決意を表明した。

2003(平成15)年

竹島・北方領土返還要求運動島根大会 かえれ島と海 隠岐集会開催

「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」の発足を受け、11月に島根県西郷町(現隠岐の島町)で開かれた6回目の県民大会は大きな盛り上がりを見せた。当時表面化した、竹島を国立公園に指定しようとする韓国の動きへの危機感から、県民への啓発活動に取り組みねばならないという責務が後押しとなった。

この大会は、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議や島根県、隠岐島町村会などで組織する実行委員会が主催し、自民党の青木幹雄参院幹事長、細田博之官房副長官(ともに当時)ら県選出の国会議員をはじめ、外務省・水産庁・西日本8府県の漁業関係者、地元的首長、住民、小中学生らが出席。その数は約2千人に達した。



島根県漁業協同組合連合会代表理事会長岸宏氏と、五箇村久見漁師会の10名と、最後に竹島へ出漁した1人である八幡氏、竹島漁業権保持者池田氏。切実な思いをもって参加者に訴えた。



実行委員会構成団体

・島根県
・隠岐島町村会(加盟団体 西郷町・布施村・五箇村・都万村・海士町・西ノ島町・知夫村)
・竹島領土権確立隠岐期成同盟会(加盟団体 西郷町・布施村・五箇村

・都万村・海士町・西ノ島町・知夫村・西郷町議会・布施村議会・五箇村議会・都万村議会・海士町議会・西ノ島町議会・知夫村議会・隠岐島漁業協同組合連合会・おき西郷漁業協同組合・海士町漁業協同組合・浦郷漁業協同組合・知夫村漁業協同組合
・竹島領土権確立島根県議会議員連盟

・隠岐島町村議会議長会
・島根県漁業協同組合連合会
・隠岐島漁業協同組合連合会
・竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議(加盟団体：島根県漁業協同組合連合会・島根県連合婦人会・島根県連合青年団 他39団体)

- ・領土権確立へ向けて国の確固たる態度を要望する
- ・国民運動の力強いうねりを全国に展開させ一日も早く竹島の領土権の確立を

条例案を議員提案

2005(平成17)年3月、島根県は「竹島の日を定める条例」を制定し、2月22日を「竹島の日」と決めました。

2005年2月定例会の第1日目、2月23日、島根県議会(定数39)の超党派の議員35人から、議員提出第1号議案「竹島の日を定める条例」が上程されました。細田重雄議員が提案理由を述べ、定例会最終日の3月16日に賛成多数で可決されました。

提案理由

(細田重雄議員)

本日、提案しました議員提出第1号議案「竹島の日を定める条例」について提案理由を御説明申し上げます。

竹島は、歴史的にも国際的にも島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土であることは明白であります。しかしながら、大韓民国は半世紀にもわたって同島を不法占拠し続け、これまで接岸施設の設置や国立公園指定の検討など、実効支配の動きを強化してまいりました。

竹島の領土権確立のためには、国民世論の啓発が不可欠であり、そのために当議会では、竹島の日を制定するよう国に対して意見書を提出してきたところでありますが、国におかれては、いまだ制定の動きが見られません。

このため、国で制定されるまでの間、本県において毎年2月22日を竹島の日とし、この日を中心として、この問題に対する県民と国民の理解と関心をさらに深める取り組みを行い、全国的に竹島領土権確立運動の一層の推進を図り、もって領土権の確立に資することとしたいと考えます。

2月22日は、1905年(明治38年)1月28日の閣議における同島を正式に竹島と命名し、島根県隠岐島司の所管とする決定に基づいて、島根県知事が島根県告示第40号をもって隠岐島司の所管とする旨を公示した日であります。

本年は、時あたかも公示の日から100周年の節目の年に当たることから、さらなる運動展開を図るため、ここに本条例を提案するものであります。

何とぞ慎重な御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いし提案理由の説明といたします。



閣議決定に基づく内務大臣からの訓令



明治38年島根県告示第40号

条例可決

島根県条例第36号

竹島の日を定める条例(平成17年3月25日公布・施行)

(趣旨)

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

(竹島の日)

第2条 竹島の日は、2月22日とする。

(県の責務)

第3条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする

附則

この条例は、公布の日から施行する。



竹島の日を定める条例の可決成立(平成17年3月16日)島根県議会本会議

2005(平成17)年3月25日公布 県報登載

島根県報		平成17年3月25日(第100号)
目次		号外番号
		発行所
		http://www.pref.shimane.lg.jp
第1号 竹島の日を定める条例	1	1
第2号 竹島の日を定める条例(趣旨)	1	1
第3号 竹島の日を定める条例(竹島の日)	1	1
第4号 竹島の日を定める条例(県の責務)	1	1
第5号 竹島の日を定める条例(附則)	1	1
第6号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第7号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第8号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第9号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第10号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第11号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第12号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第13号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第14号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第15号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第16号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第17号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第18号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第19号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第20号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第21号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第22号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第23号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第24号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第25号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第26号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第27号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第28号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第29号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第30号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第31号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第32号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第33号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第34号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第35号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第36号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第37号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第38号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第39号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1
第40号 竹島の日を定める条例(施行期日)	1	1

竹島の日を定める条例をここに公布する。
平成17年3月25日

島根県知事 池田 昌久

島根県教育委員会
竹島の日を定める条例

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

第2条 竹島の日は、2月22日とする。

第3条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

